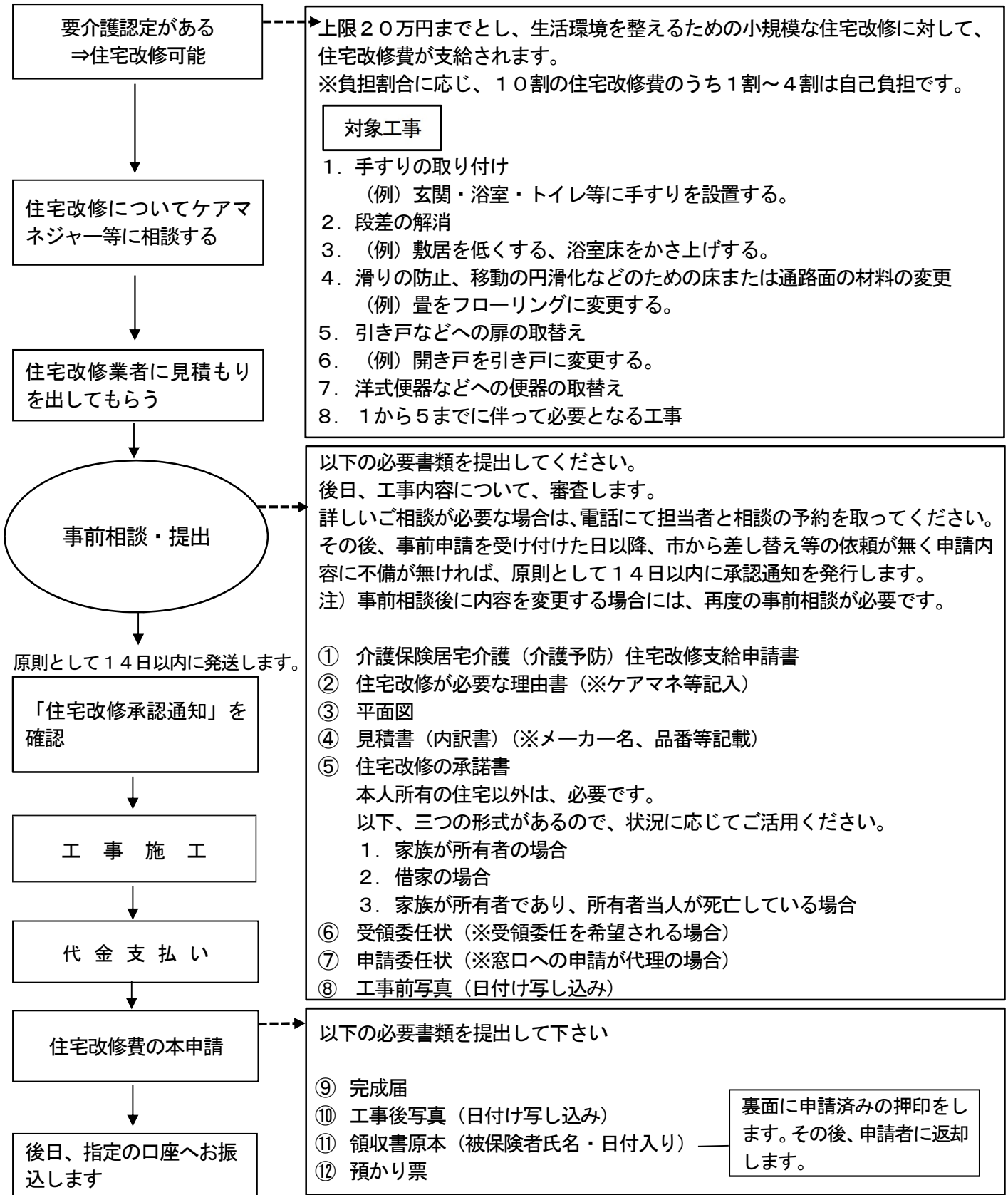


住宅改修費支給までの流れ

住宅改修は介護保険での工事の申請です。
申請の際には市から数回修正依頼をする場合があります。
不備等がなくなるまで承認通知は発行できませんので予め御了承ください。



住宅改修費支給申請についてお願い

住宅改修費が算定されるもの

①. 住宅改修の設計及び積算の方法について

住宅改修を伴わない設計及び積算のみの費用については、住宅改修費の支給対象とはなりません。

②. 新築または増築の場合

住宅の新築・・・住宅改修費の支給対象外です。

増築の場合・・・新たに居室を設ける場合には、支給対象外です。以下は例外です。

- ・廊下の拡張に伴って手すりを取り付ける場合
- ・便器の拡張に伴い和式便器を洋式便器に変えた場合等

上記の場合は、それぞれ「手すりの取り付け」「洋式便器への便座の取り替え」に要した費用のみ対象となりますので、③の方法により、支給対象部分を算定します。

③. 住宅改修費の支給対象外の工事も併せて行われる場合

A. 支給対象部分の抽出

支給対象部分について、面積・長さ等数量を特定して抽出し、それぞれに単価を乗じて金額を算定します。

B. 按分による方法

解体費や材・工に区分するのが困難な工事科目については、有意な方法で対象範囲を按分し、その根拠を明示します。

④. 被保険者等自らまたは家族等によって住宅改修を行った場合

材料費のみが支給対象です。工賃は支給対象外です。この場合、添付する「工事内訳書」は、使用した材料の内訳を記載したものを本人または家族が作成します。「住宅改修に要した費用に係る領収書」は、材料の販売者が発行したものとします。

⑤. 一つの住宅に複数の被保険者がいる場合

住宅改修費の支給限度額の管理は、被保険者ごとに行われるため、被保険者ごとに住宅改修費の支給申請をすることができます。ただし、一つの住宅で複数の被保険者に係る住宅改修が行われた場合、各被保険者ごとに対象となる工事を設定し、それが重複しないようにします。つまり、手すりを複数箇所設置した場合は、被保険者ごとに箇所を分けてそれぞれ申請できますが、同一の便器の取り替えに40万円要した場合に20万円ずつ請求することはできません。

住宅改修Q & A

項目	質問	回答
写真	<p>① 写真について何か決まりはありますか</p> <p>② 写真の日付には決まりがあるか</p>	<p>① 改修箇所が明確に分かるようにしてください。写真内に改修内容（例：手すりのイメージ）を描きこんでください。段差解消の場合は、解消する段差が確認できるよう施工前後はスケール等を当てた写真が必要です。踏み台等を固定している金具を写してください。（施工後見えなくなる場合は、施工中の写真を添えてください）</p> <p>② 改修前写真及び改修後写真には年月日を写し込みしてください。カメラ、デジタルカメラの日付機能による表示やパソコンでの加工による年月日では申請受理できません。</p>
工事内容の変更	手すりの裏の補強について、現場で変更になることがあるがどうしたらよいか	補強の増減についてのみの変更は、現場から速やかに電話で相談してください。工事施工日時が市役所業務時間外、休日の場合には、中止をして頂き、開庁日時に速やかに電話で相談をしてください。
工事内容の変更	事前相談承認後に被保険者から工事内容の変更依頼があった場合はどうしたらよいか	工事内容の変更（位置の変更等）については、すべて再度、事前相談をしてから着工を進めてください。承認を経ないで行った改修工事は、給付の対象となりません。また、現場で着工時の工事内容の変更についても同等の扱いとなります。
消費税	見積書の消費税についての注意点はありますか	消費税の値引きはできません。
業者	住宅改修の事業所の登録制度はあるか	座間市では業者の登録を現在は行っておりません。今後、変更の可能性がります。
業者	家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象となるか	工賃は支給対象外です。材料の購入費のみが支給対象です。被保険者が自ら、住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とすることとされています。
諸経費	保険給付対象となる諸経費はどこまでを含むのか	直接工事費の10%以下の金額です。直接工事費（材料費、取付金具費、解体費、廃棄処分費、施工費）と消費税等を除くものです。ただし、役所への申請書類作成料、申請代行料、工事完成写真代、作業員の損害保険料などは諸経費としては、認められません。なお、諸経費として計上されている金額の内訳については、必要最低限とし、保険者や利用者から説明を求められた際は内訳の詳細を明示する必要があります。

工事内容	玄関の下駄箱や移動に掴まる家具への手すり取り付けは対象になるのか。	原則対象外です。玄関の下駄箱については、安全性の確保とその箇所以外では対応が出来ない等の理由がある場合には、介護支援専門員を通じて、保険者に相談してください。詳細は、事前相談で確認します。
工事内容	和式から洋式便器への変更を行う場合、給付対象となる部分はどこか	必要最低限として保険者が認める部分となります。非水洗の和式便器から水洗の洋式便器に取り替える場合において、便器本体の工事とともに、水洗化の工事が行われるかと思いますが、その場合の「水洗化」の工事は対象外です。 「便器の取替え」に付帯する工事として、「便器の取替えに伴う給排水設備工事」として想定しているのは、和式の水洗便所を洋式の水洗便所に変えるときに、配水管の長さや位置を変える部分に関わる部分のみであり、その部分が対象となります。
工事内容	介護保険の住宅改修と同時に給付対象としない工事も行う。見積はどう書けばよいか。共通の部分はどうするのか	内訳書に関しては、介護保険対象部分と対象外部分が明確にわかるように記載してください。見積書の費用は支給対象となる費用を明示してください。支給対象部分は、使用する部分のみで定価から按分してください。 介護保険の給付対象となるのは厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類（平成12年12月28日 厚生省告示第481号）及び介護支援専門員等が作成する理由書で判断をします。
工事内容	ユニットバスに改修し、段差の解消と手すりの取り付けをしたいが全部が対象になるのか。	床、浴槽、手すり、扉は対象になる可能性がありますが、他は対象になりません。按分をした見積もり等が必要です。
工事内容	便器の洗浄機能の取り付け改修費は保険対象か。	対象外です。
付帯工事	「付帯工事など」とはどのようなものまでをいうのか	<p>主なものは、以下のものが国より例示されています。</p> <p>(1) 手すり 手すりの取り付けのための壁の下地補強</p> <p>(2) 段差の解消 浴室の段差の解消（床のかさあげ）に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置</p> <p>(3) 床または通路面の材料の変更 床材変更のための下地の補修や根太の補強または通路面の材質変更のための路盤の整備</p> <p>(4) 扉の取り換え 扉の取り換えに伴う壁または柱の改修工事</p> <p>(5) 便器の取り換え 便器の取り換えに伴う給排水設備工事（水洗化または簡易水洗化に係るものを除く）、便器の取り換えに伴う床材の変更</p> <p>最終的には、必要最低限として保険者が付帯工事として認める範囲となります。 手すりの取り付けのために下地補強をするからという理由で壁全面のクロスの張替えなどは認められません。 詳細は、事前相談で確認をします。</p>

<p>受給権者</p>	<p>① 領収書の名義は誰にするのか。 ② 限度額を超えたときの領収書の記載について</p>	<p>① 被保険者本人の氏名（フルネーム）です。家族や大家等では受付できません。御注意ください。 ② 領収額に事前申請時の合計金額を記載してください。但し書きへ介護保険対象部分を記載してください。</p>
<p>計算方法</p>	<p>計算方法について教えてください。</p>	<p>他のサービスと同様の考え方であり、保険給付額を小数点以下切り捨てで処理し、残額が自己（本人）負担となります。具体的には、 工事費（消費税込）123,456円 負担割合1割の場合 保険給付分 $123,456 \times 90\% = 111,110.4$ (<u>小数点切捨て</u>) 本人負担分 $123,456 - 111,110 = 12,346$円 となります。</p>
<p>所有者</p>	<p>住宅所有者が既に死亡しており、承諾書の受領ができない場合はどうしたら良いか。</p>	<p>基本的には相続後に住宅改修を行うべきであると考えます。しかし、急いで工事しなければならない場合は、「相続人代表者指定届・住宅改修にかかる承諾書」の提出をお願いします。</p>